平成２２年（フ）第１７３号
青森市大字浦町字奥野71番地23
破産者　有限会社エムカンパニー
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第13地割57番地１
破産者　株式会社エス・エヌ・ビー
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４８号
岐阜市岩滝東２丁目255番地１
破産者　加藤　栄三
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
岐阜市岩滝東２丁目255番地１
破産者　加藤　幸吉
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０７号
岐阜市寿町５丁目４番地　パークハイツ305号室、開始決定時の住所岐阜市五反田町24番地１
破産者　藤田　　勲
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０１号
岐阜市五反田町34番地
破産者　藤田　光子
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
兵庫県加西市別府町甲2069番地の１
破産者　有限会社脇商
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第７７５号
愛媛県松山市松前町１丁目３番地６
破産者　株式会社エイ・コム
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１５号
千葉県富津市金谷2569番地の３
破産者　山本　千秋
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２０５７号
愛知県小牧市小牧２丁目276番地　ナビハイツ小牧Ⅱ411号
破産者　河村　　誠
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１６２号
愛知県日進市赤池２丁目804番地　サンコート赤池70Ｃ、申立時の住所愛知県日進市浅田町上ノ山60番地５　ジーオー赤池東201
破産者　東郷スチーム自動車こと　木村　嘉幸
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５０号
名古屋市熱田区沢上２丁目９番10号
破産者　三品　廣司
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０７号
名古屋市西区上名古屋３丁目７番15号　コーポ浄心708号
破産者　花野　恒孝
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１５号
愛知県半田市のぞみが丘２丁目79番地
破産者　河原　教夫
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１４号
愛知県春日井市前並町１丁目21番地７　レインボー前並803号
破産者　安久　　治
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２４５号
名古屋市守山区森宮町263番地　山下住宅502号
破産者　吉田みち子
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１１号
北海道石狩市花畔178番地11
破産者　上田　昇司
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８号
茨城県高萩市大字秋山418番地の３
破産者　綱川　　恵
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２９０号
埼玉県狭山市広瀬１丁目30番11号　スタースステージＡ101、開始決定時の住所埼玉県入間市豊岡１丁目６番12号　アーバン入間Ⅱ205
破産者　田中　政勝
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９１号
埼玉県狭山市広瀬１丁目30番11号　スタースステージＡ101、開始決定時の住所埼玉県入間市豊岡１丁目６番12号　アーバン入間Ⅱ205
破産者　田中美佐子
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部